

番号	資料	ご意見	ご意見に対する考え方
1	実施要項	P8 統括管理業務を担当する者の基準の記載がありません。要項4(2)③ア～ウ(建築設備維持管理業務を担当する者の基準)と同様の基準を満たすことが、サービスの質の向上に繋がると考え、併せて他業務同様経験が必要と考え、統括責任者の基準も同様とすることを提案いたします。	統括責任者については、明確な基準を設定することが困難であることから、基準は設定しておりません。
2	仕様書	P4 ①統括管理業務ア施設管理・運営支援業務の統括管理業務の業務内容に、統括管理者の業務時間が明記されておきませんが、Aに『対象施設の職員が勤務を要する日(ただし、年末年始の閉館日(12月29日から1月1日)及び対象施設が指定する閉館日を除く。)に統括責任者を1名置き、管理・運営業務を円滑に実施するため、美術館職員との連絡調整を密に行うこと。』との記載をされており、全館閉館日及び指定された閉館日を除き、貴美術館の職員様が勤務される時間帯には全日対応する(夜間閉館日には～20:00若しくは21:00まで)との理解で統括管理者を配置する事で宜しかつたでしょうか。またそうでない場合は時間の記載をお願いいたします。	貴見のとおり。
3	既存業務関連資料	(3)従来の業務実施体制 添付資料の業務実施体制表には、統括責任者の記載がされておきません。統括責任者の明記が必要と思われます。	追記いたします。
4	実施要項	P10 施設・設備管理の必要資格に二級ボイラー技士以上の記載がございますが、現在設置されている設備機器では必要ございませんので、削除いただくことは可能でしょうか。	機器の保守を行う際に、資格を有していない者が行うより、資格を有している者が行う方が的確に実施できると思われること、ボイラー技士の資格を有していることは、知識や技能を証明するものであることから、二級ボイラー技士以上を資格要件としました。
5	実施要項	P8～9 価値の高い収蔵物を展示している本施設の管理において、清掃業務を実施する従事者において最低1名はビルクリーニング技能士の資格を有する者の配置が必要と考えます。ご教示下さい。	仕様書(案)1頁1総則(1)本仕様書の位置付けの中で「なお、本書に示す要求水準は美術館が求める最低限の水準であり、本書を上回る水準が確保できる場合は、民間事業者からの提案を制限するものではない。」と記載しているように提案書で提案願います。
6	実施要項	P8～9 価値の高い収蔵物を展示している本施設の管理において、清掃業務を実施する責任者においても、同種施設での当該業務に類似する業務において、責任者経験が1年を超える者、又は3年を超える実務経験が必要と考えます。ご教示下さい。	仕様書(案)1頁1総則(1)本仕様書の位置付けの中で「なお、本書に示す要求水準は美術館が求める最低限の水準であり、本書を上回る水準が確保できる場合は、民間事業者からの提案を制限するものではない。」と記載しているように提案書で提案願います。